

訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション
契約書

医療法人伯鳳会
東京曳舟病院

東京曳舟病院

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人伯鳳会の営む東京曳舟病院（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション」といいます。）について、つぎのとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、心身の機能維持回復を図るために、訪問リハビリテーションのサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から、第7条～第9条に基づく契約の終了まで、本契約に定めるところにしたがって、当事業者が提供する訪問リハビリテーションサービスを利用できます。

（訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

第3条

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成します。
2. 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションサービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 事業者は、訪問リハビリテーション計画を作成、また変更した場合は、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
5. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合
6. 事業者は、前項の訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

（訪問リハビリテーションサービスの内容およびその提供）

第4条

1. 事業者は、第3条によって作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者に対して訪問リハビリテーションのサービスを提供します。サービス内容については、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。

2. 事業者は、利用者の訪問リハビリテーションのサービス提供に関する記録を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、第2項のサービス記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については別紙【料金表】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

(協議義務)

第5条 利用者は、事業者が訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

(費用)

第6条

1. 事業者が提供する、訪問リハビリテーションのサービス利用料およびその他の費用は、別紙【料金表】に記載されているとおりです。
2. 利用者は、サービス利用の対価として、第1項の費用額をもとに、算定された利用者負担額を月ごとに事業者を支払います。
3. 事業者は、提供した訪問リハビリテーションのサービスのうち、介護保険の適用外のものがある場合、そのサービスの内容および利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 事業者は、介護保険法の改正その他により料金の変更がある場合、変更後の利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者の解除権)

第7条 利用者は事業者に対して、3日間以上の予告期間をもって事業者に通知することで、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の解除権)

第8条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって利用者に通知することで、この契約を解除することができます。

- ① 利用者が、正当な理由なく、サービス利用料、その他支払うべき費用を6ヶ月以上滞納した場合
- ② 利用者が、故意に法令違反、その他重大な秩序破壊行為を行い、改善される見込みがない場合

(契約の終了)

第9条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

1. 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
2. 利用者が入所・入院または転居などした場合
3. 第7条に基づいて、利用者が契約を解除した場合
4. 第8条に基づいて、事業者が契約を解除した場合
5. 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

1. 事業所は、個人情報保護法を遵守し、別紙【個人情報の利用目的】に定めるとおり、必要最小限の範囲内で利用者および家族の個人情報を使用します。
2. 第1項の個人情報の使用については、本契約をもって同意したとみなします。

(緊急時の対応)

第11条 事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供しているときに、利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、速やかに保険者および関係機関、並びに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

(賠償責任)

第13条 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

1. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

(連携)

第14条 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

1. 当事業者が提供するサービスを、通所系サービスや訪問系サービスへ移行する場合、担当責任者は、他サービス事業者との円滑な連携を行うために、ご利用者様の心身状況などを記載した情報提供書を提出します。

(相談・苦情対応)

第15条 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問リハビリテーションサービス、または訪問リハビリテーション計画に位置づいたサービスに関する要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

1. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業者】医療法人伯鳳会

【事業所】東京曳舟病院

(東京都 第1310770784号)

東京都墨田区東向島2-36-11

理事長 古城 資久

管理者 山本 保博

印

【利用者】住 所

氏 名

印

【署名代行者】私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

*注意：原則として家族等（代理人）とします。

住 所

氏 名

印 利用者との関係

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 東京曳舟病院の概要

① 事業者（法人）の概要

名称	医療法人伯鳳会
代表者名	理事長 古城 資久
所在地	兵庫県赤穂市惣門町52-6
連絡先	0791-45-1111

② 事業所の概要

事業所名	東京曳舟病院
所在地	東京都墨田区東向島2-27-1
連絡先	03-5655-1120
事業所番号	東京都 第1310770784号
管理者氏名	山本 保博

③ 職員体制

職種	職務内容	配置人数	
管理者	総括管理、指導	1名	常勤1名
理学療法士	機能訓練	2名	常勤2名

④ サービス実施エリア

実施エリア	墨田区
-------	-----

⑤ 営業日

営業日	月曜～土曜
サービス提供時間	9:00～18:00
営業しない日	日曜・年末年始（12月31日～1月3日まで）

2. サービスの内容

- (1) 理学療法士や作業療法士が、ご利用者様の自宅を訪問し、医師の指示に基づいて、ご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮の予防・筋力や体力の改善、精神面では、知的能力の維持・改善などを目的にサービスを提供します。
- (2) 交通事情などにより、稀にサービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

3 利用料金

(1) 費用

原則として、別紙【料金表】に記載されている利用料金の1割が利用者負担額になります。

(2) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、翌月10日までに当月分の料金を請求いたしますので、20日までにあらかじめ指定した方法でお支払いください。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 医療法人伯鳳会 東京曳舟病院（救急指定病院・24時間対応）

・住所 東京都墨田区東向島2-27-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、下記の緊急連絡先にご連絡します。

<緊急連絡先>

ご家族	氏名			
	連絡先	住所		
		勤務先（	電話	—
		携帯	—	—
		電話	—	—
ご家族	氏名			
	連絡先	住所		
		勤務先（	電話	—
		携帯	—	—
		電話	—	—

5. 個人情報保護の取り組みについて

- ① 個人情報の取得にあたっては、その利用目的を明示し、利用目的を達成するために必要な限度を超えない範囲で行います。
- ② 保有個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。
- ③ 保有個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等への対応施設は、本人が自己の情報について、その開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申出がある場合には速やかに対応します。
- ④ 個人情報に関する取り組みは継続的に見直し、改善・向上に努めます。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

- ① 当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口：患者様相談窓口

責任者：森 美佐子

TEL：03-5655-1126

要望や苦情などは担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応しますが、当施設1階に備え付けられた「投書箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ② 当事業所以外の苦情相談窓口

墨田区役所 介護保険課 事業者指導担当

TEL：03-5608-6544

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

TEL：03-6238-0177

令和 年 月 日

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基つて重要な事項を説明しました。

【事業者】医療法人伯鳳会

【事業所】東京曳舟病院

説明者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業についての重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても、十分理解のうえ同意します。

【利用者】氏 名

印

【署名代行者】私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

*注意：原則として家族等（代理人）とします。

氏 名

印 利用者との関係